

外食産業ジェフ厚生年金基金の 新年金制度への移行について

厚生年金保険法等の一部改正（2014年4月施行開始）を受けて厚生年金基金制度が改正されました。

これに伴い、日本フードサービス協会（JF）を母体とする外食産業ジェフ厚生年金基金（以下「JF基金」）は2019年1月に厚生年金基金としては一旦解散することになりました。しかし独自の年金・一時金の給付事業は継続することになり、新たに確定給付企業年金基金（以下「DB」）を設立することが決定されました。

以下はJF基金の沿革および給付の仕組み、ならびに新設予定のDBについての概要です。

1. JF基金の設立

JF基金は、昭和54年11月、「業界就労者の福利厚生の実現」を目的に、当時の社団法人日本フードサービス協会が母体となり、協会事業の一環として厚生大臣の認可を得て設立された総合型厚生年金基金です。

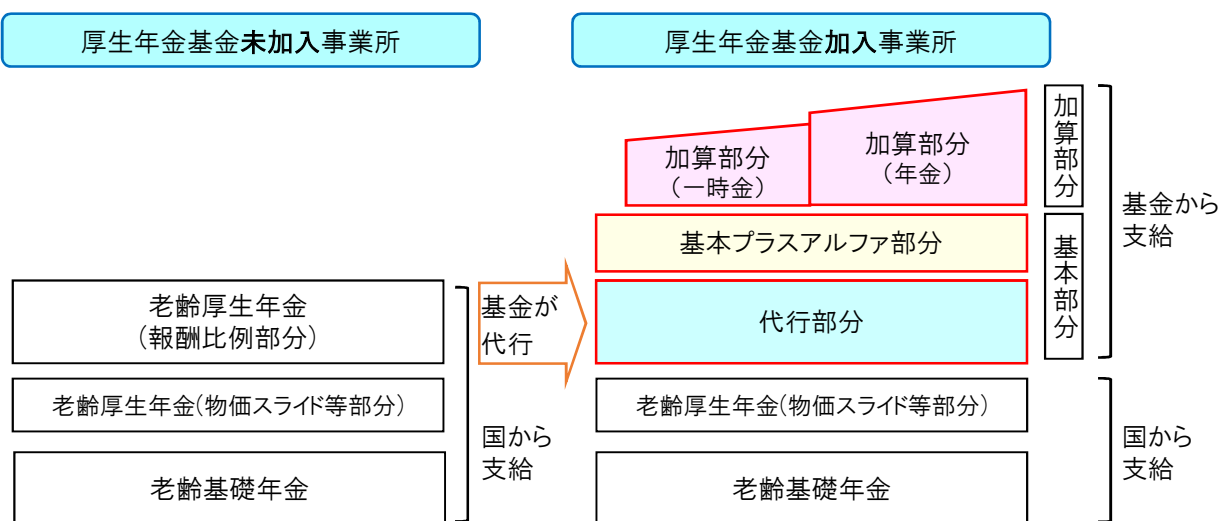
JF基金はJF会員社で組織されており、現在の加入事業所数は114社・団体、加入員数68,000人となっています。いまやJF基金は国内有数規模の基金に発展し、その年金資産保有高は現在2,200億円にのぼります。給付水準も他基金と比べて非常に高く、全国外食産業ジェフ健康保険組合（前身の東京都外食産業ジェフ健康保険組合は昭和55年設立、近畿外食産業ジェフ健康保険組合は昭和56年設立）とともに外食産業従事者の福利厚生を担っています。

2. 厚生年金基金のメリット

厚生年金基金は、本来は国が支給する老齢厚生年金の一部（報酬比例部分）を国に代行して給付し、さらに、この代行部分に基金独自の加算部分と基本プラスアルファ部分を上乗せして給付することができる制度です（図1参照）。

換言すれば、厚生年金基金に未加入の事業所の就労者には国の年金しか支給されませんが、厚生年金基金加入事業所の就労者は、上乗せ給付が加わることで手厚い年金を受給することができます（図2参照）。

【図1. 厚生年金基金の給付の仕組み】



【図2. 年金生活者の生計実態 ～夫65歳以上 妻60歳以上2人の年金生活者の平均値（月額）～】

収入	公的年金 192 千円	公的年金外収入 17 千円 仕送り・内職収入等	その他収入 55 千円 企業年金・個人年金・貯蓄取崩等
	企業年金・個人年金等を除く定額収入 209 千円		企業年金で補う収入部分
支出	消費支出 235 千円		非消費支出 28 千円 税・社会保険料、ローン返済等

※出所 総務省「家計調査報告 平成29年版」

3. 現行のJF基金の給付の仕組み

JF基金が支給する上乗せ部分（加算部分 + 基本プラスアルファ部分）を退職年齢・加入期間・平均給与別に試算すると下表のようになります。

JF基金から支給される各給付（図1参照）の受給要件は次頁の（1）～（3）のようになっています。

【表1. JF基金の上乗せ部分のモデル給付額】

(千円)

給付の種類	現行(年金は加算・基本ともに終身年金)		
	退職年齢・加入期間・平均給与	加算部分	基本プラスアルファ部分
上段:年金額(年額) 下段:加算部分脱退一時金額			
27歳・5年・224千円	—	21	21
	155	—	155
32歳・10年・250千円	—	46	46
	439	—	439
上段:年金額(年額) 下段:加算部分選択一時金額			
37歳・15年・275千円	109	77	186
	837	—	837
42歳・20年・301千円	159	112	271
	1,220	—	1,220
47歳・25年・330千円	218	153	371
	1,673	—	1,673
52歳・30年・358千円	284	199	483
	2,181	—	2,181
60歳・38年・406千円	322	286	608
	2,474	—	2,474

(注)上表の基本プラスアルファ部分の年金額は、平均給与(平均標準報酬月額)とともに標準賞与額(平均給与の3割と仮定)を基に計算されています。

(1) 代行部分

- 国の老齢厚生年金の報酬比例部分は、厚生年金保険制度に10年以上加入した人に支給されますが、基金の代行部分は加入期間が1ヶ月以上であれば支給されます。
- 国の老齢厚生年金受給開始時から、終身年金を支給されます。その年金額は在職中の給与・賞与と加入期間で決定されます。

(2) 基本プラスアルファ部分

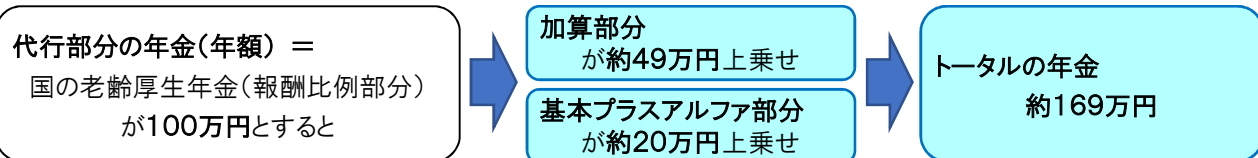
- 代行部分に付随して上乗せされる業界独自の年金です。

(3) 加算部分

- 代行部分と仕組みが異なるJF基金独自の給付で、加入3年以上15年未満で退職すると一時金の支給、加入15年以上で退職すると60歳から終身年金が支給されます。
- この年金・一時金の額は在職中の賞与を除く給与と加入期間で決定されます。
- また、終身年金の受給に替えて一時金を選択することも可能です。

JF基金の代行部分に上乗せされる給付の厚さを例示すると図3のようになります。

【図3. 代行部分に対する上乗せ給付の厚み】



(注)上記の上乗せ給付額は、制度全体の平均で、実際の上乗せ割合は加入期間等によって異なります。

4. 厚生年金保険法の一部改正

以上のように、JF基金は財政上の問題はなく、冒頭にも述べたように十分な資産を保有する、いわば「総合型厚生年金基金の優等生」であったと言っても過言ではありません。

ところが、平成24(2012)年2月、A I J投資顧問という会社に資産運用を委託していた多くの中小企業・業界団体等の年金資産が消失するという事件が発覚し、大きな社会問題となりました。これを契機に平成25年、政府は厚生年金保険法の一部改正に踏み切り、厚生年金基金制度を見直すことになりました。その骨子は以下のとおりです。

- 1) 改正法施行日(平成26年4月1日)以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- 2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- 3) 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。

4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金制度から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

この狙いは、現在の厚生年金基金に厳しい存続基準を課すことで（運営に不安のある基金には解散を促し）、それまで基金が代行運用していた部分を国へ返上させることにあります。存続基準抵触時には、即時に掛金を引上げなければなりません。

5. 「一旦解散・DB設立方式」への移行

厚生年金基金のままで存続すると、事業主が掛金の引上げを負担しなければならない事態も想定され、そうなると制度自体の継続も危うくなりかねないため、JF基金では平成29年3月の代議員会において、(1)代行部分を返上し、(2)全加入事業所で後継制度へ移行し、(3)年金受給権者を最大限守ることを決議しました。

また、本年2月には、給付設計や給付水準の見直しが可能な「一旦解散・DB設立方式」を採用することを決議しました。これは、現行のJF基金の年金給付規定を完全に継続すると、DB設立後に事業主負担の掛金が増加するリスクが否めず、その結果、加入事業所のすべてが実際にDBに移行するとは限らないとの判断によるものです。

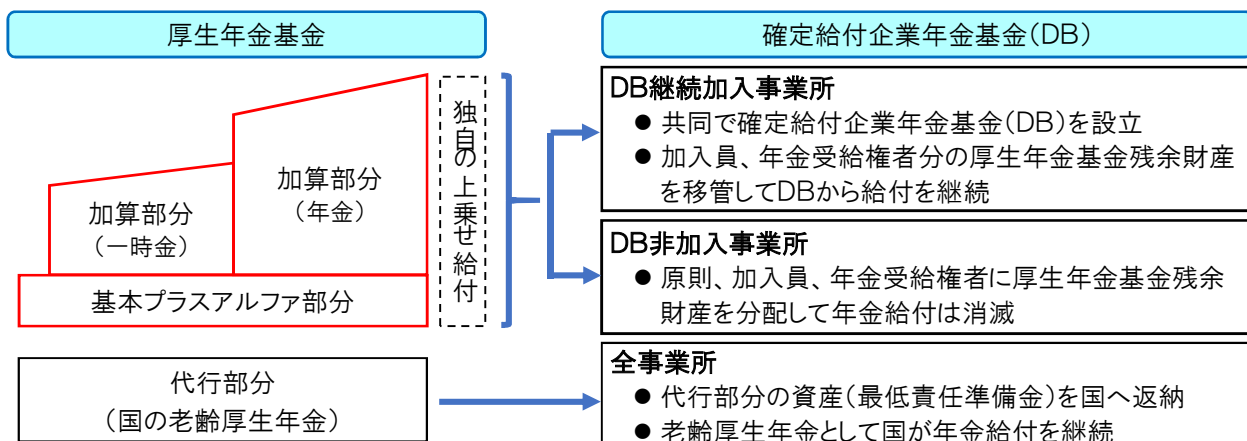
このようにJF基金は「一旦解散・DB設立方式」を採用し、既存の年金受給権者と加入員の給付（水準・条件）も見直します。これは協会（JF）として苦しい選択でしたが、JF基金は多くの他基金と比べて良好な財政状況にあり、見直し後の給付も相当高い水準を維持できると予想できることから、全社が円滑にDB移行することを最優先に判断したものです。

6. 年金受給権者の年金給付設計

既存の年金受給権者が継続してDBから年金を受給するには、最終勤務事業所がDBに継続加入することが条件となります。事業所が加入しない場合には、残余財産が分配・清算されます。協会（JF）は一貫して年金受給権者保護を訴えており、JF基金代議員会では現行の加入事業所全社に継続加入を求める方針が決議されました。

仮にDBに加入しない事業所が出現した場合でも、協会としては、受給者保護の観点から、当該事業所に15年以上勤務していた年金受給権者については、何らかの形で年金支給を継続する方策が必要であると考えています。そのため、加入事業所には、DBへの継続加入を切にお願いをしているところです。

【図4. 一旦解散・DB設立の仕組み】



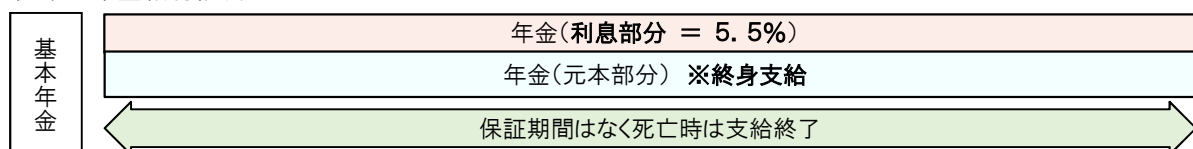
結び

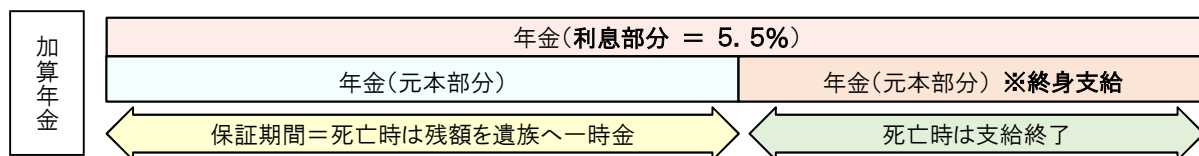
国の政策転換により、ジェフ厚生年金基金（JF基金）は解散しDBへ移行することが、基金代議員会で決議されました。それに伴い、終身年金の有期年金化など、給付の見直しが行われることになります。現在のJF基金の年金受給権者の皆様、加入企業および加入員の皆様には、これはあくまでも『業界の年金制度』を堅持し、年金受給権者に年金支給を続けるために必要な措置である点を理解していただきたいと思います。

社会保障費が財政を圧迫する状況下で、現役世代の老後不安は高まっています。「企業年金制度が最も充実した業界」を創り上げて就労者に安心を提供するため、協会では共同実施型の確定拠出年金制度（DC）の導入を検討しています。

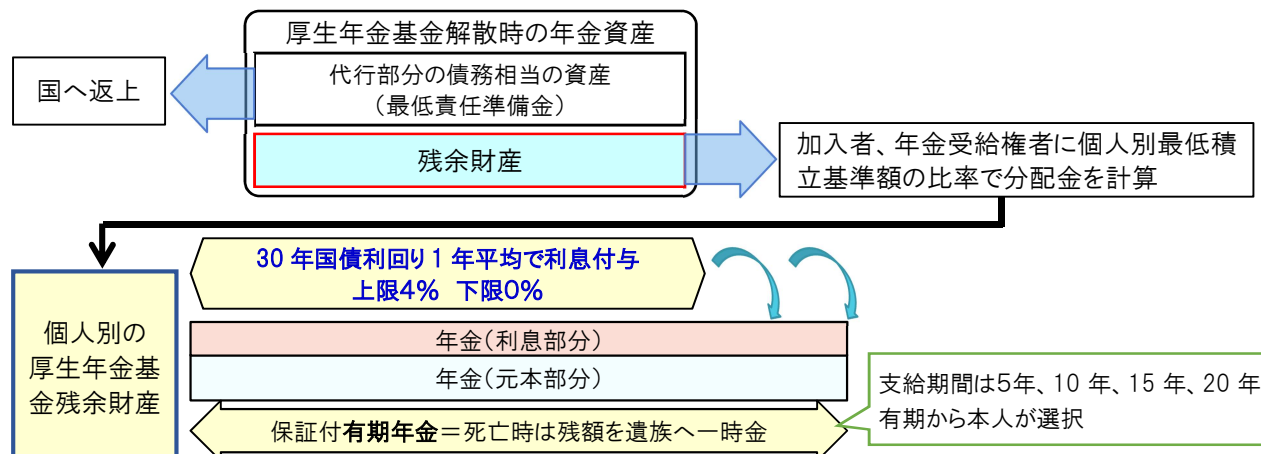
【年金受給権者等の年金給付設計】

① 従来の年金給付設計

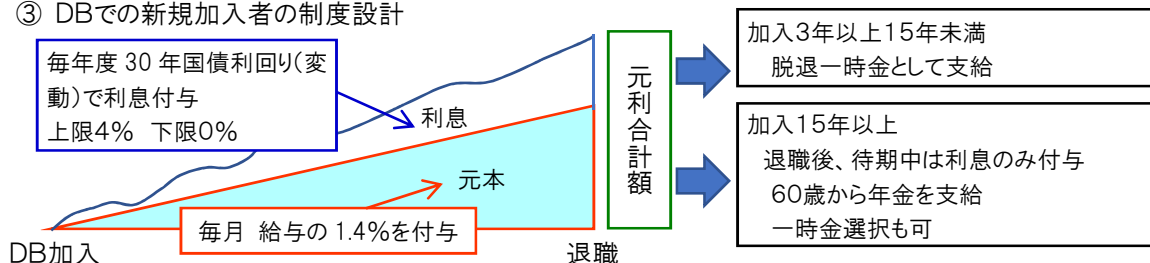




② DBでの年金給付設計



③ DBでの新規加入者の制度設計



④ 厚生年金基金の既存加入員の制度設計

厚生年金基金の既存の加入員については、厚生年金基金の個人別の残余財産分配金を移行時残高としてDBに移行します。DB移行後は新規加入者と同様に掛金と利息が付与されます。

【表2. 後継DBのモデル給付額(新規加入者)】

(千円)

給付の種類		給付額(年金額は支給期間15年選択の場合)		
退職年齢・加入期間・平均給与	利息付与利率が 1.0%の場合	利息付与利率が 2.0%の場合	利息付与利率が 3.0%の場合	
脱退一時金額				
27歳・5年・224千円	193	198	203	
32歳・10年・250千円	434	456	479	
上段:年金額 ※受給開始は60歳 下段:一時金選択時の額				
37歳・15年・275千円	67	97	140	
	735	790	849	
42歳・20年・301千円	95	134	190	
	1,099	1,206	1,329	
47歳・25年・330千円	126	174	240	
	1,539	1,727	1,948	
52歳・30年・358千円	160	214	288	
	2,048	2,350	2,716	
60歳・38年・406千円	219	281	363	
	3,039	3,611	4,339	

(注記)1. 利息付与利率とは、加入者期間中と年金受給待期中の30年国債利回り1年平均利回り。

2. 年金額とは、60歳から15年支給期間を選択した場合の額。

3. 厚生年金基金の既存加入員の給付額は、この新規加入者のモデル額より増える見込み。

本稿は、日本フードサービス協会が作成したものです。お問合せは当協会までお願い申し上げます。